

令和5年度もりおか元気応援寄附金推進事業業務委託（単価契約）について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和5年1月13日

1 目的

盛岡市がふるさと納税（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。以下同じ。）制度を推進するために実施する「もりおか元気応援寄附金推進事業（以下「本事業」という。）」に関し、ふるさと納税の趣旨に照らし合わせ、各提案事業者の業務遂行に関する知見、技術、経験等を見極め、本事業に係る業務を委託するのに最も適した事業者を選定するため公募型プロポーザル方式で募集する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和5年度もりおか元気応援寄附金推進事業業務委託（単価契約）

(2) 業務内容

別紙もりおか元気応援寄附金推進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 提案上限単価

寄附額1円あたり0.06円及び返礼品代金、配送料の実費並びにサイト立上げ経費550,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（複数の者が共同で参加しようとする場合にあっては、それぞれの者）（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

なお、参加申込書等が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合は、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。また、プロポーザル参加資格がない者が行った提案等、提案書又はそれらの添付資料に虚偽の入力又は記載を行った者の提案等は無効とする。

- (1) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、必要に応じて本市に訪問可能なこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手

続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続の開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 後述する提案書類の受付期間の最終日までに、市から受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 役員や理事又は営業所等の代表が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者並びに盛岡市に納付すべき市民税(法人等で提案する場合は法人市民税、個人で提案する場合は個人住民税)、固定資産税及び都市計画税を滞納している者でないこと。

4 提案書類

当プロポーザルに参加しようとするときは、次の書類を提出すること。

なお、盛岡市の物品等買入れ等競争入札参加者名簿に登録のある者は、(2)及び(3)の書類は提出不要である。

- (1) 企画提案申込書(様式第1-1号) 7部(1部正本、6部副本(写し))
 - ※ グループでの申請の場合、グループ申請構成書(様式第1-2号)を提出すること。
- (2) 提案資格を有していることを証明する書類 1部
 - ア 法人登記簿の謄本(法人の場合のみ)
 - イ 定款又は寄附行為等
(全て複写。法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
 - ウ-1 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ウ-2 直近の盛岡市に納付すべき市民税(法人・個人)、固定資産税及び都市計画税の納税証明書
 - ※ 直近とは納付期限が到来しているものを指します。
 - ウ-3 直近の法人税等又は市民税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書(様式第2号)
- (3) 申請する団体の役員等名簿(様式第3号) 1部
- (4) 企画提案書(任意様式) 7部
 - 別紙「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、次のアからエまでに掲げる事項を記載したものとする。
 - ア 具体的な実施内容及び実施方法(「業務仕様書」に掲げる事業内容ごとに整理して作成)
 - イ 目標寄附額。ただし、4サイト合計で405,000千円以上とする
 - ウ 目標寄附額を達成するための、本市が指定するポータルサイト別の寄附募集戦略

及び広報戦略

エ 作業及び事業実施スケジュール

オ 業務実施体制

カ 再委託等の有無及び予定

(5) 事業予算書（様式第4号） 7部

※経費については、目標寄附額の寄附を受けた場合の金額として積算すること。

※消費税及び地方消費税額を算出する場合の税率は10%として算出すること。

(6) 組織等に関する調書（様式第5号） 7部

(7) 事業実績（様式第6号） 7部

※官公庁又は民間における類似業務等の契約実績を記載してください。

(8) グループの代表者、代表権限、意思決定の手続き等グループの組織に関する取決めを記載した書類（グループでの申請の場合のみ。任意様式。参考様式を参照） 7部

※ グループで申請する場合、(2)、(3)、(6)及び(7)について、グループを構成するすべての法人及びその他の団体について提出すること。

※無効となる提案書類

次のアからカまでのいずれかに該当する提案書類は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者から提出されたもの

イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたもの

ウ 所要経費が、提案上限額を超えるもの

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条、第93条、第94条又は第95条の規定に該当する内容となっているもの

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの

カ 提出期限を過ぎて提出されたもの

5 提案書類の受付

(1) 受付期間

令和5年1月13日（金）から2月3日（金）正午まで【必着】

受付時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、最終日となる2月3日は正午までとする。また、受付期間であっても土曜日、日曜日及び祝日に該当する日を除くものとする。

また、郵送による提出の場合、2月2日（木）までに到達すること。

(2) 提出先

盛岡市庁舎別館8階（郵便番号020-8530 盛岡市内丸12番2号）

盛岡市市長公室企画調整課都市戦略室

(3) 提出方法

持参または郵送により提出すること。

なお、郵送による提出の場合、提案書類到達の証明は提案者の責任において行うこと。

6 質問の受付及び回答

公募に関する質問がある場合は、質問票（様式A）により提出すること。

なお、口頭及び質問用紙によらない質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和5年1月16日（月）から1月20日（金）まで

(2) 質問方法

ア 電子メールによる。（送付先：後述の 担当部署のメールアドレス）

イ 電子メールの件名は、「令和5年度もりおか元気応援寄附金推進事業業務委託に係る質問票の送付について」等、公募されている内容が分かるように配慮すること。

(3) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和5年1月25日（水）までに、盛岡市公式ホームページに掲載し、公表する。なお、同趣旨の質問は、まとめて回答するものとする。

ただし、審査に影響しない軽微な質問や単なる事業概要に関する質問等については、質問者のみに回答します。

7 審査

(1) 審査方法

ア 一次審査 書類審査

参加者が3者以下の場合は、資格要件の審査のみ実施する。

参加者が3者以上の場合は、書類審査を実施し、3者以内に選考する。

イ 二次審査

プレゼンテーション・ヒアリングによる審査（場所は盛岡市役所本庁舎）とする。

なお、審査の順番は、原則として提案書類の提出順とは逆の順番で行うものとする。

(2) 審査項目及び採点基準

次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを選定します。

審査項目	配点 (A)
1 企画提案の内容	70
寄附金の目標額の設定が適正で、その達成の実現性がある寄附募集戦略及び広報戦略か。	(50)
本市の特産品や本市内で提供されるサービスに関して、魅力ある新たな返礼品の企画及び商品開発が期待できるか。	(20)
2 業務の遂行能力	20
業務を実施する上で十分な体制を有しているか。また進行管理体制は適切であるか。	(10)
予算の積算は妥当なものと思込まれるか。	(5)

本市が導入するふるさと寄附ポータルサイトの特性や全国的な動向、ふるさと納税制度を熟知し、サイトに応じて適切な業務を実施することができるか。	(5)
3 総合評価	10
審査項目以外に特に優れた要素がある場合に加点する。	(10)

(3) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページ等へ掲載し、公表する。

8 企画提案の募集及び選定日程

- | | |
|------------------------------------|-----------------------|
| (1) 公募の周知
(盛岡市公式ホームページ掲載) | 1月13日(金)から |
| (2) 質問の受付期間 | 1月16日(月)から1月20日(金)まで |
| (3) 質問への回答(公表) | 1月25日(水)までに公表 |
| (4) 提案書類の受付期間 | 1月13日(金)から2月3日(金)正午まで |
| (5) 一次審査の実施 | 2月3日(金)(予定) |
| (6) 二次審査の実施 | 2月10日(金)(予定) |
| ※二次審査の日時や実施内容等の詳細は、参加者に対し、別途通知します。 | |
| (7) 審査結果通知・公表 | 2月14日(火)(予定) |
| (8) 業務委託契約締結 | 4月1日(土)(予定) |

9 契約

(1) 契約締結の手続

ア 契約は、随意契約とし、第1順位者(複数の者が共同で提案した場合にあっては、その代表者)から見積書を徴収して契約書を作成する。

イ 契約の内容となる仕様書は、第1順位者が提出した企画提案書等を基に作成するが、この業務委託の目的達成のために必要と認められる場合には、市と第1順位者との協議により提案内容を一部変更した上で、仕様書を作成することがある。この場合において、第1順位者との協議が整わなかった場合は、順次、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

上記(1)のアの各々の者((1)のイの第1順位者との協議が整わなかった場合にあっては、協議が整った補欠順位者)は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、盛岡市財務規則(昭和46年規則第33号)第125条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

10 留意事項

- (1) 参加者1者につき1提案とする。
- (2) 応募書類の作成及び提出並びに二次審査への参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された応募書類は、返却しない。なお、提出された書類は、盛岡市情報公開条例に基づき開示等を実施する場合があります。
- (4) 応募資料等は、盛岡市公式ホームページから電子ファイル（ワード、PDF形式）をダウンロードができます。
- (5) このプロポーザルに関する説明会は実施しません。
- (6) 必要により提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。
- (7) 参加申込書提出後に参加申し込みを取り下げる場合は、取下書（任意様式）を提出すること。

11 問い合わせ先

盛岡市市長公室企画調整課都市戦略室（担当：熊谷明悦（くまがいあきよし））

住 所 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号

電 話 019-613-8370（直通） ファックス 019-622-6211（代表）

電子メール toshisen@city.morioka.iwate.jp